

健生食輸発0330第1号
令和8年3月30日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産トウジンビエ並びにパキスタン産チリペッパー及びレッドペッパー
のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：
令和8年3月27日付け健生食輸発0327第2号)により通知したところである。

今般、インド産トウジンビエ並びにパキスタン産チリペッパー及びレッドペ
ッパーのアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導
計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり
改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のインドの項中、

| 製品検査の 対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採 取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを 命ずる具体的理由 |
|--|----|--|---------------------|--|---|
| トウジンビ エ(学名： <i>Pennisetum glaucum</i>) (粉を含 む。) | — | 総アフラト キシ(ア フラトキシ ンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和) | 別表2に よること。 と。 | 平成23年8月16 日付け食安発 0816第2号「総 アフラトキシ ンの試験法に ついて」による こと。 | 総アフラトキシ ンが 10μg/kgを超えて付 着又は含有している おそれがあるため。 |

を削除し、

2. 別添1の項中、

| 対象国・地域 | 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|--------|-----------------|----|--|-----------|--|-------------------------------------|
| パキスタン | チリペッパー及びレッドペッパー | — | 総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和） | 別表2によること。 | 平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。 | 総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。 |

を削除する。